板宿交番だより

令和8年
11月号

須磨警察署
☎731-0110

～あなたをストーカー・DV被害から守ります～

ストーカーおよびDV事案は、行為がエスカレートして凶悪事件に発展するおそれがあるので早い段階で警察等の相談窓口に相談することが大切です。兵庫県警察では、被害者の保護等をより一層推進させるため、兵庫県警察では、被害者の保護等をより一層推進させるため、毎年 11 月 12 日から 25 日の間を「女性に対するストーカー及び配偶者等暴力対策の推進強化期間」と定め被害の未然防止や女性に対する暴力被害の早期届出、相談の促進等について広報啓発活動を進めます。



○ ストーカー被害者の方へ

被害者の安全確保のため、警察が行為者に対して警告等の行政措置または検挙措置を講じ、状況に応じた対応策のアドバイスなどの必要な援助を行います。

○ DV被害者の方へ

配偶者等からの暴力により、その生命または心身に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所に保護命令の申立てを行うことができます。また、警察は被害者への再被害、被害拡大防止を目的に、加害者への指導警告や検挙措置を講ずるほか、安全確保のために必要な援助を行います。

○ 110 番通報登録制度についいて

ストーカーや DV 事案の被害者の住所・氏名・電話番号などを、あらかじめ通信指令システムに登録しておく制度で 110 番したときに、被害者であることがわかり、通報時間の短縮と現場に向かう警察官への速やかな指示ができます。

兵庫県警察ストーカー・DV相談電話(24 時間受付)
(078)371－7830　「皆一番に　相談し　悩みゼロ」

～児童虐待の早期発見にご協力を！～

児童虐待とは、保護者がその監護する児童に対して、

身体的虐待～児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること

性的虐待～児童にわいせつな行為をすること、または児童をしてわいせつな行為をさせること

怠慢又は拒否(ネグレクト)～児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時　間の放置、保護者以外の同居人による児童に対する身体的虐待、性的虐待および心理的虐待の放置、その他の保護者として監護を著しく怠ること



心理的虐待～児童に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者などに対する暴力、その他児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

などを言います。虐待されていると思われる児童を発見したときには、警察やこども家庭センターにお知らせください。

全国共通ダイヤル　189(いちはやく)番

注意

自転車の盗難被害が続発しています！！

【防犯ポイント】
★　短時間でも鍵かけを！
★　ワイヤーロックなどを活用！
★　とめる場所は駐輪場に！



令和8年11月1日～12月1日は被害者支援月間です

寄り添うよ　みんなの心に　ギュっとちゃん

令和8年度犯罪被害者等支援に関する標語　最優秀作品



須磨警察署にてホンデリング受付中

ホンデリングとは、ご不要な本・CD・DVD等を寄付していただき、ひょうご被害者支援センターに寄付することで、犯罪等の被害に会われた方々への支援活動に役立てる社会貢献プロジェクトです。

寄付した本はどうなるの？



寄付していただいた本・CD・DVD

買取業者
査定金額を寄付

ひょうご被害者支援センター

公判・病院への付き添い支援
カウンセリング
研修教育活動　　など

犯罪被害に遭われた方々への支援の輪が広がります

ご不要な本・CD・DVDなどありましたら、

いつでも須磨警察署までお持ち下さい



お問い合わせは須磨警察署警務課（078-731-0110）まで